

令和3年9月9日（木）
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社ベストランドに対し、宅地建物取引業法に基づき聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部	建設産業第二課長	ひらいし のぶあき 平石 信明	(内線6651)
	建設産業第二課長補佐	やまぎし たかし 山岸 孝	(内線6652)
電 話	048-601-3151 (代表)		

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社ベストランドに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますのでお知らせします。
また、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

- 1 期 日 令和3年9月17日（金）14時00分
- 2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 中研修室5B
- 3 被聴聞者 株式会社ベストランド 代表取締役 野口 浩太郎
- 4 予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示
- 5 不利益処分の原因となる事実の概要
(株)ベストランド（以下「当該業者」という。）が、平成26年12月頃から平成30年5月頃にわたり、自ら売主又は売主代理として、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府、愛知県及び宮城県所在の合計162件（一部子会社に係る取引を含む。）の中古のマンション及び戸建て住宅に係る顧客と契約締結した売買契約において、当該業者が保管する売買契約書の写しと売買価格等が異なる内容の売買契約書を媒介業者等が作成し、金融機関に提出することにより、真の売買価格を上回る融資の承認を得させる不正な行為が確認された。
当該業者の従業者が、上記取引のうち複数の取引において当該不正な行為に関与したことは、当該業者による、業務に関し取引の公正を害する行為として、宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。
- 6 その他
 - (1) 聴聞出席者について
行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。
 - (2) 傍聴について
傍聴は可能ですが、聴聞については傍聴席も含め新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で実施するため、事前予約制とさせていただきます。
申込み方法は別紙のとおりです。
 - (3) カメラ撮りは会議冒頭に限らせていただきます。

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴人は20人を予定しており、先着順に受付致します。定員になり次第受付を終了します。

傍聴を希望する方は、9月15日（水）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、9月16日（木）12時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の間合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

不動産業第一係または不動産業第二係

TEL : 048-601-3151 （内線6656または6657）

Eメール : ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（9月17日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため1社につき1名とさせていただきます。